アンカー訪問看護ステーション門真

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社あいずステーション（以下「事業者」という。）が設置するアンカー訪問看護ステーション門真（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

第2条

1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
6. 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例第115号）及び関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

第3条

1. 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
6. 前5項のほか、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例第116号）及び関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称:アンカー訪問看護ステーション門真

(2)所在地:〒571-0041 大阪府門真市柳町 1-18

(3)出張所の名称及び所在地

名 称:アンカー訪問看護ステーション寝屋川

所在地:〒572-0063 大阪府寝屋川市春日町 19-19 リーベルハイム沼田 206

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者（看護師） 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）看護職員（看護師・保健師・准看護師）

常勤換算2．5人以上（うち常勤1人以上）

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

（3）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

適当数

理学療法士等は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、適切な訪問リハビリテーションを実施する。

（4）事務職員 適当数

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日：月曜日から金曜日まで。ただし、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（2）営業時間：午前9時から午後6時までとする。

（3）サービス提供時間：午前9時から午後6時までとする。

（4）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

（1）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

【具体的なサービス内容】

① 病状・障害の観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持

③ 食事および排泄等日常生活の世話

④ 床ずれの予防・処置

⑤ リハビリテーション
⑥ ターミナルケア
⑦ 認知症患者の看護
⑧ 療養生活や介護方法の指導
⑨ カテーテル等の管理
⑩ その他医師の指示による医療処置
(2)訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供
(3)訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)
第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。
2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。
3 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)等を受けることとする。
4 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)
第10条 通常の事業の実施地域は、門真市、守口市、寝屋川市、四條畷市、大阪市(旭区、都島区、城東区、鶴見区)の区域とする。
出張所の実施地域
出張所名:アンカー訪問看護ステーション寝屋川
実施地域:門真市、守口市、寝屋川市、四條畷市

（衛生管理等・感染予防対策）

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、感染症の発生及び蔓延を防止するため、事業所内における感染症対策を検討する委員会の定期開催、手指消毒や個人防護具の着用に関する指針の整備、従業者に対する定期的な研修（年１回以上）及び訓練（シミュレーション）を実施するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2．利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3．事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4．利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2．事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3．本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2．事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめ利用者の同意を

得て、主治医や居宅介護支援事業者等に対し提供を行う場合を除き、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための対策を検討する委員会の定期的な開催（年 1 回以上）及び従業者への周知

（2）虐待の防止のための指針の整備

（3）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施

（4）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2．やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や自然災害の発生時であっても、必要な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を継続的に提供するための業務継続計画（BCP）を策定し、従業者への周知、必要な研修及び訓練（年 1 回以上）を定期的に実施するものとする。

2．事業所は、定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

（ハラスメント対策およびカスタマーハラスメント等への対応）

第18条 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保するため、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、並びに利用者やその家族等からのカスタマーハラスメントの防止に関する方針を定め、必要な措置を講じるものとする。

2．利用者又はその家族等からの言動が、暴言・脅迫・身体的攻撃・過剰な要求・性的な言動その他の不当な行為（カスタマーハラスメント）に該当し、当社員の就業環境が著しく阻害されると判断した場合、事業者は本方針に基づき、原則としてサービス提供・お取引の継続をお断りし、関係機関（警察・弁護士・行政等）と連携の上、毅然とした対応を行う。

3. 認知症、せん妄、精神症状等（BPSD 等）に起因する言動については、まず医療的ケアおよび専門的アプローチを優先する。ただし、社員の身体・生命の安全が脅かされる緊急事態においては、安全確保を最優先として必要な措置を講じる。
4. 本方針およびカスタマーハラスメント等に関する相談窓口は以下の通りとする。

- 事業者名：株式会社あいずステーション
- 所在地：大阪市平野区背戸口 5-3-3
- TEL：06-6105-3418

（その他運営に関する留意事項）
第19条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
（1）採用時研修：採用後3ヵ月以内
（2）継続研修：年1回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。ただし、利用者の同意を得て、主治医、居宅介護支援事業者等に対し情報提供を行う場合はこの限りではない。
3. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
5. 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。